資料 4-1

■小美玉市新まちづくり構想の位置づけ

小美玉市第２次総合計画
まちがにぎわう　わいわいプロジェクト

小美玉市都市計画マスタープラン
都市計画に関する基本的な方針

整理

防衛省まちづくり構想策定支援事業

基本構想

小美玉市まちづくり構想(R2.3)

対象拡大

基本計画

小美玉市まちづくり構想(R4.10)
(そらら拡張構想に係る基本計画)

反映

実施計画

小美玉市新まちづくり構想

小川地区	①百里飛行場前
	②百里基地周辺国有地
	③小美玉温泉ことぶき
	④やすらぎの里小川
	⑤小川市街地
	⑥旧小川小跡地周辺
美野里地区	⑦ＪＲ羽鳥駅前
	⑧羽鳥市街地
	⑨新しい拠点
玉里地区	⑩玉里市街地
	⑪大井戸湖岸公園
	⑫権現山公園
共通	⑬公共施設適正化

基本計画（個別）
①②⑦を構想に合わせ同時に策定

実施計画
（一つの事業に整理して策定）

整合

小美玉市関連計画

小美玉市公共施設等総合管理計画
（改訂版）

小美玉市公共施設建築物系
個別施設計画

その他関連計画

【防衛省まちづくり支援事業】

地方公共団体が、住民の需要及び防衛施設の存在、自然、環境、歴史、文化等の地域の特性を踏まえつつ、その障害の緩和に資する施設の整備を通じて防衛施設の存在を前提としたまちづくりを行う場合に、国がその費用の一部を補助し、防衛施設とその周辺地域との調和を図るもので、防衛施設が存在する地方公共団体が１回のみ活用できる事業です。

防衛省まちづくり構想策定支援事業において、構想や基本計画、実施計画の作成をした後、防衛省まちづくり支援事業において、実施設計費や工事費など、事業実施について防衛省の補助支援が受けられます。

今後、新まちづくり構想にて位置付けられたもののうち、基本計画を経て実施計画段階において、まちづくり支援事業を受けようとする事業を一つに整理して、まちづくり支援事業の補助支援を受けることになりますが、実施計画から外れたものの事業実施については、他省庁の補助活用も含め、協議してまいります。